



## 平成28年度 事業計画

昨年度は、開設当初から進めている委託相談支援事業所、関係各機関への聞き取り調査等をもとに整理された課題の解決を進めながら、精神障がいのある方の地域移行支援にも取り組み始めた。また、自立支援協議会地域部会活性化に向けた資料作りのために、年度末に各区役所個別支援主査との面談を実施した。今年度は、これらを通して出された新たな課題を含め、その解決に向けた取り組みを実施しつつ、相談支援事業所等の活性化のために精力的に取り組んでいきたい。

また、委託相談支援事業所にも呼びかけつつ道内外の基幹相談支援センター等を視察するなどして、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所の今後の運営等について検討を加えていきたい。さらに昨年度に引き続き、基幹相談支援センターに必要な人員、人材の安定的な確保について検討を加えていきたい。

### 1. 障がい者相談支援事業所の支援



#### (1) 個別相談支援業務

札幌市外からの転入等、他の委託相談支援事業所で行うことが難しい次の相談支援業務を行う。支援の方向が定まった段階で、権利擁護に充分配慮した上で最寄りの相談支援機関等に引き継いで行くこととする。

- ①市外からの転入に伴う相談で、札幌市内で居住する区が決まっていないケース
- ②地域生活定着支援センターから、直接依頼のあった特別調整等のケース
- ③札幌地方検察庁社会復帰支援室から、直接依頼のあった釈放見込みケース
- ④札幌弁護士会から依頼のあった退院請求のケース

#### (2) 相談支援事業の後方支援

相談支援事業所からの要望に柔軟にこたえ可能な限り必要な応援を行うとともに、継続して研修会等を企画、運営していく。

- ①個別ケースへの助言
- ②事業所運営に関する助言
- ③事例検討会の開催及び参画、事例検討に関する助言
- ④「『人材育成』と『スキルアップ』研修」の開催（年4回程度）
  - ・委託相談支援事業所に対する新任職員研修を含む
- ⑤札幌弁護士会高齢者・障害者委員会との協働による研修開催（年3回）

### **(3) 「札幌市障がい者相談支援事業」の改善推進**

- ① 自立支援協議会及び同相談支援部会、札幌市と連携して札幌市障がい者相談支援事業の運営に関わる課題の収集と検討を進める。
- ② 毎月の実施状況報告書の分析等から課題の収集と必要な提案を行っていく。
- ③ 道内外の関係事業の視察を行うとともに、それらの事業を講師に招くなどして研修を実施し、今後の改善に必要な情報を集めていく。なお、視察については委託相談支援事業所等の参加も呼びかけていく。

(視察地域の例)

- ・ 道内の基幹相談支援センター
- ・ 複数法人でひとつの相談支援事業所を展開している地域
- ・ 地域活動支援センター I 型から相談支援事業を切り離れた地域
- ・ 障害者就業・生活支援センター等の広域専門相談機関との共同実施の地域

### **(4) 区単位での委託相談支援事業所と指定相談支援事業所の関係整理**

- ① 区毎に行われている意見交換会について、必要な応援をしていく。
- ② 委託相談支援事業所が研修を実施しやすい環境づくりのために、研修資料の提供等を行う。

## **2. 計画相談支援の推進**



### **(1) 計画相談と委託相談のバランスを含めた計画相談のルール化**

札幌市と必要に応じ検討の場を設けながら、以下について取り組んでいく。

- ① 各区保健福祉課との連携強化と指定相談支援事業所設置拡大のための取組みを進める。
- ② 自立支援協議会相談支援部会と連携して「札幌市障がい者相談支援事業所実施要綱」の改訂を進める。

### **(2) 研修会等の企画、運営**

- ① 「計画相談支援 How to 研修」を開催する。(年6回程度)
- ② 要望に応じオーダーメイドの研修を企画実施する。

### **(3) サービス等利用計画の質の担保**

- ① 相談支援マニュアルの改訂や、「相談支援 Q & A」を作成する。
- ② 札幌市の支給審査基準改定への働き掛けを行う。
- ③ サービス等利用計画検証の仕組みづくりに向けた準備を進める。

### 3. 地域相談支援の推進

地域相談支援の推進のためには、広範な課題（施設、病院等の送り出す側、地域の支援体制、当事者とそれらをつなぐ地域相談支援担当等）の解決が必要である。今年度は、次の点から取り掛かり全体的な課題の解決に向かいたい。

#### (1) 精神科病院からの地域移行

##### ① 「札幌市精神障がい者地域生活移行支援事業」の推進

- ・精神科病院及び相談支援事業所等との連携を強め、当事者及び病院からの要望に対応していく。
- ・地域移行に関する個別的な相談支援について、当事者との契約書等を整備し事業の推進をはかる。
- ・ピアサポーターと協力し地域移行の推進をはかる。

##### a) 当事者支援…茶話会等を通じたピアサポーターとの交流の推進

…個別的支援 当事者との関係づくり、退院意欲の喚起

当事者との契約

退院準備（見学、体験、同行など）

関係機関との連携

退院及び地域定着支援

##### b) 病院スタッフ、家族への啓蒙…体験発表、研修会など

- ・ピアサポーターミーティングを定期的で開催し情報交換、意見交換を行う。

##### a) 活動の振り返り

##### b) 活動予定の確認（担当事業、担当者、スケジュール等）

##### ② 自立支援協議会まちの課題整理プロジェクト「精神障がい者地域生活移行推進プロジェクト」を通じて、地域移行の推進に必要な情報交換、意見交換を行っていく。

#### (2) 入所施設等からの地域移行

##### ① 当事者及び入所施設等からの要望に応え、地域生活定着支援センターや相談支援事業所等と連携をはかりながら、地域移行を推進していく。

##### ② 北海道自立支援協議会地域移行部会に参画し、広く情報交換、意見交換を行っていく。

## 4. 障がい当事者による相談支援活動の支援

### (1) 札幌市障がい者相談支援事業におけるピアサポーター

相談支援部会と連動しながら、定期的に開催される次の集まりの事務局的功能を担い、課題の整理、改善策の推進をはかっていく。

- ①ピアサポーター配置事業所意見交換会
- ②ピアサポーター交流会

### (2) 札幌市精神障がい者地域生活移行支援事業におけるピアサポーター

ピアサポーターを配置して地域移行の推進をはかる。

＜3. 地域相談支援の推進（1）精神科病院からの地域移行＞

### (3) ピアサポーターの養成

上記（1）及び（2）を通じたピアサポーターの養成について、研修会の参加、関係者との意見交換等を行いながら、その定義や育成の在り方等について検討を加え一定の結論出していく。

（参考）・各種ピアカウンセリング講座

- ・「精神障がい者ピアサポート専門員養成研修機構」主催研修 など

## 5. 札幌市自立支援協議会

### (1) 全体会・運営会議・まちの課題整理プロジェクト事務局業務

事務局業務を通して全体の調整に関わりながら協議会の活性化をはかっていく。

①次期「さっぽろ障がい者プラン」の作成への関わりを推進していく。

②まちの課題整理プロジェクトの活動を推進していく。

- ・ヘルパーの技術向上課題
- ・重度重複障がいに関する課題（プロジェクト）
- ・精神障がい者地域生活移行に関する課題（プロジェクト）

③その他、諸会議参加により関係機関との連携の推進をはかるとともに、内容や構成員が類似する会議の状況把握し、課題を整理していく。

### (2) 相談支援部会事務局業務

①事務局業務を通して相談支援部会の活性化に資するよう取り組みを進める。

②「課題調べシート」活用の活性化をはかっていく。

③交換研修の活性化をはかっていく。

### (3) 地域部会

各地域部会へ参加し情報収集を行っていくとともに、地域部会の状況を見える化し、全体の活性化をはかっていく。

## 6. 地域支援体制の構築

実施要綱の目的である「障がい者（児）やその家族が地域で安心して生活できる地域支援体制の構築」のために、以下の事業に取り組んでいく。

### （1）もれやすい課題、見過ごされやすい課題へのアプローチ

重症心身障がいのある人の課題等、相談支援事業からもれやすく見過ごされやすい課題に対して敏感にキャッチし、課題解決に向けて関わりを作っていく。

### （2）「誰もが住みやすいあんしんのまちコーディネート業務」の推進

①災害に備えての障がい者支援の在り方や方策、及び災害時の支援策等について、先行事例や研究を収集し、知見を深めていく。

②市役所本庁、区役所、委託相談支援事業所及び同地域支援員、町内会、自治会、福祉のまちづくり推進センター等との連携について、そのあり方や方策を検討していく。そのために、訪問や会議等を通じて、災害と障がい者支援の現状と課題について明らかにしていく。

③要望に応じて町内会、支援機関等と具体的な連携をはかっていく。

### （3）市内関係機関との連携

行政や教育分野、就労分野、精神保健福祉分野、生活困窮者支援機関、札幌弁護士会、札幌市社会福祉協議会等との情報共有、連携を推進するために諸会議等へ積極的に参加していく。また、札幌弁護士会から依頼された触法障がい者の環境調整等についても支援していく。

<別紙：参加会議一覧>

### （4）生活圏域での連携

障がい者相談支援センター夢民及び隣接する相談支援機関等と連携し、石狩圏域等の生活圏域を考慮した情報交換、必要な支援の連携を促進していく。

### （5）地域づくりの推進

「さっぽろ障がい者プラン」の見直しを意識しながら、諸活動から得られた街の課題について関係各部署、障がい福祉課、石狩振興局、自立支援協議会等へ提案、提言していく。

### （6）研修支援、人材育成支援

ワン・オールが主催する人材育成やスキルアップに関する研修に取り組む他、行政等が主催する障がい福祉関係研修に協力し、相談支援機関等のスキルアップに貢献するとともに、これらの研修会等を通じて関係機関の連携及び地域の支援体制の充実をめざしていく。

①札幌市主催相談支援関係研修、北海道主催相談支援従事者研修等、その他関係機関から要請のあった研修にたいして、講師等を派遣する他、必要に応じて研修の企画、運営に携わっていく。

②行政等が主催する研修に対する協力を相談支援部会に対して呼びかけ、調整をはかっていく。

## 7. 情報提供、情報発信

ワン・オール・プレス（機関紙）、ワン・オールかべ新聞（ホームページ）及び参加している諸会議等を通じて、関係機関に対して情報の提供と発信を行っていく。

### （1）ワン・オール・プレス＜機関紙＞

時事に関すること、伝えたいことなどテーマを絞り年4回程度発行していく。

### （2）ワン・オールかべ新聞＜ホームページ＞

最新情報を伝えられるよう随時更新していく。

（内容）

- ・制度情報の発信…「障害者総合支援法施行3年後の見直し」を中心に強化
- ・ワン・オールの活動状況の報告
- ・自立支援協議会の活動状況の報告
- ・相談支援事業所等の活動状況の報告
- ・ピアサポーターの活動状況の報告
- ・研修情報の発信 など

## 8. 運営体制

### （1）運営に関する基本的な考え方

運営の基盤に中立性・透明性、並びに継続性・安定性が保たれるよう仕組みづくり検討しながら事業を展開していく。

#### ①中立性・透明性が担保される運営

- ・スタッフは、所属所属法人に関わらず自らの中立性を担保していく。
- ・会議記録を含め関係資料を整備し、必要時に閲覧、公開できる状態を保つ。

#### ②継続性・安定性が担保されるスタッフの配置

- ・ワン・オールへのスタッフ派遣のメリットを整理しアピールしていく。
- ・相談支援部会「交換研修」に参画し相談員を受け入れていく。
- ・再委託法人を一定数確保し、委託相談支援事業所スタッフ等と循環できるよう働きかけていく。

### ③その他

- ・スタッフは、所属法人で得た経験等をワン・オール業務に生かすとともに、ワン・オール業務の遂行にあたって得られた知見、経験等を所属法人に還元する。
- ・再委託法人スタッフの休暇の取扱い等、調整が必要な事項はその都度検討していく。
- ・基幹相談支援センターに必要な人員、人材の安定的な確保、委託、再委託の在り方等について、必要な検討を進めていく。

## (2) スタッフ体制

### ①札幌市障がい者相談支援事業「基幹相談支援業務」

受託法人である社会福祉法人あむにより4名、「相談員配置業務に関する委託契約」(再委託)により年度当初は社会福祉法人札幌療育会から1名のスタッフの派遣を受けることとする。なお、引き続き社会福祉法人あむからのスタッフの確保を検討するとともに再委託先法人を探していく。

### ②札幌市精神障がい者地域生活移行支援事業「ピアサポーター支援業務」

#### ・スタッフ

社会福祉法人あむからのスタッフ確保とともに、再委託先法人も検討していく。

#### ・ピアサポーター

- a) 委託相談支援事業所に配置されているピアサポーターから希望者を募る。
- b) 雇用にあたっては「ピアサポーター業務マニュアル」を活用する。
- c) 本事業の進捗状況を見ながら増員を検討していく。

## (3) 開設時間

開設時間は次の通りとする。

①開設曜日 月曜日～金曜日

②開設時間 9:00～17:30 (昼休み1時間)

## (4) スタッフの勤務等

### ①ワン・オールの勤務時間

- ・勤務時間は、ワン・オールの開設時間とする。
- ・ワン・オールの勤務時間に基づき、スタッフそれぞれに定められた割合の業務に当たる。

### ②講師等派遣依頼への対応

- ・講師等の派遣依頼は要綱、仕様書、及びワン・オール事業計画等に照らしてワン・オール業務に該当する場合は、ミーティングでの論議を経てスタッフ

の派遣を決定する。

- ・講師謝礼が発生する場合は、基幹相談支援センター受託法人に繰り入れる。
- ・派遣されたスタッフがワン・オールの勤務時間を越えて講師等の業務に当たる場合は、ワン・オールから依頼元に「超過勤務手当」相当額を謝金として請求の上、依頼元から当該職員への支払いを求める。

#### **(5) ワン・オール内の研修、育成**

人材の育成と事業の継続性のために次のような取り組みを推進していく。

- ①計画的な研修会への参加
- ②関係機関、先進地等の視察
- ③各種研修会の企画、運営、講師体験
- ④ワン・オール内勉強会の実施

#### **(6) ミーティング、情報共有**

原則週1回火曜日午前中に実施し、活動状況の振り返り、関係機関との連絡調整の報告、市外からの転入ケースの共有、活動方針の検討等を行っていく。可能な限り市障がい福祉課もミーティングに参加する他、会議記録を保存し継続した話し合いを行っていく。また、グーグルカレンダーを活用した、スタッフ間のスケジュール共有をはかっていく。

#### **(7) 運営委員会**

事業計画、事業報告等について、適宜意見をいただき、事業内容を見直していく。



## 参加会議一覧

### ●札幌市自立支援協議会

#### (1) 事務局

- ①全体会
- ②運営委員会
- ③まちの課題整理プロジェクト（作業部会含む）
- ④事務局会議
- ⑤各地域部会の集まり

#### (2) 相談支援部会

- ①事務局会議
- ②管理者会議
- ③定例会
- ④企画推進室

#### (3) その他

社会的養護の必要な子どもを受け入れている里親・入所施設等関係職員の意見交換会（子ども部会）

### ●札幌市障がい者相談支援事業

- (1) 区合同会議
- (2) ピアサポーター交流会
- (3) ピアサポーター配置事業所意見交換会
- (4) 地域支援員会議
- (5) 基幹相談支援センター運営委員会

### ●地域支援

- (1) 札幌弁護士会との共催研修打合せ会議
- (2) 発達障がい者連絡会議
  - ①ネットワーク作り部会
  - ②人材育成部会
- (3) 発達障害者支援開発事業
- (4) 生活困窮者支援ネットワーク会議（Jion）
- (5) 生活就労支援センターネットワーク会議（Step）
- (6) 障がい者虐待防止ネットワーク会議
- (7) 権利擁護審査会
- (8) 札幌市の子ども・子育て会議
- (9) 相談支援ネットワーク会議（札幌圏域）
- (10) 北海道自立支援協議会
  - ①協議会
  - ②人材育成部会
  - ③地域移行部会